

議案第38号

訴訟の和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり不法占有による損害金請求事件について和解及び損害賠償の額を決定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月4日提出

交野市長 山本 景

1 事件番号及び事件名

大阪地方裁判所令和6年（ワ）第12238号
不法占有による損害金請求事件

2 当事者 原告

大阪府交野市私部1丁目1番1号

交野市 代表者 市長 山本 景

被告

大阪府交野市倉治6丁目44番1号

株式会社オクノナマコン 代表者 代表取締役 奥野 貴弘

3 事案概要

本件訴訟の事案は、がらと川河川敷及び堤塘敷において、被告が生コンプラント等を許可なく設置等をして使用し続けている事に対して、施設等の撤去と土地の明渡しを求めて行政指導及び行政処分を重ねてきたが、これに応じてもらえなかったために、河川管理者である本市が原告となり令和6年11月29日付けで大阪地方裁判所に占有料相当損害金請求の訴訟を提起したものである。

4 和解の内容

1. 被告は、原告に対し、本件解決金として2000万円の支払義務が

あることを認める。

2. 被告は、原告に対し、前項の金員を令和8年7月31日限り、原告の指定する下記口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。
3. 被告は、原告に対し、令和8年7月1日から本件土地の明渡し済みまで、占用料相当損害金として、1か年346万7630円の割合による金員の支払義務を負う。
4. 被告は、原告に対し、前項の金員を、以下のとおり分割して、第2項と同様の方法で支払う。
 - (1) 令和8年7月から本件土地の明渡しの日の前月まで毎月末日限り 28万8969円
 - (2) 本件土地の明渡しの日の属する月の末日限り前項の金額から既払金を控除した残額
5. 原告及び被告は、本和解により被告による本件土地の占有につき許可を与えたものではないことを確認し、被告は本件土地を早期に明け渡すことを確約する。
6. 原告はその余の請求を放棄する。
7. 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件の本件土地の不法占有に係る損害に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
8. 訴訟費用は各自の負担とする。